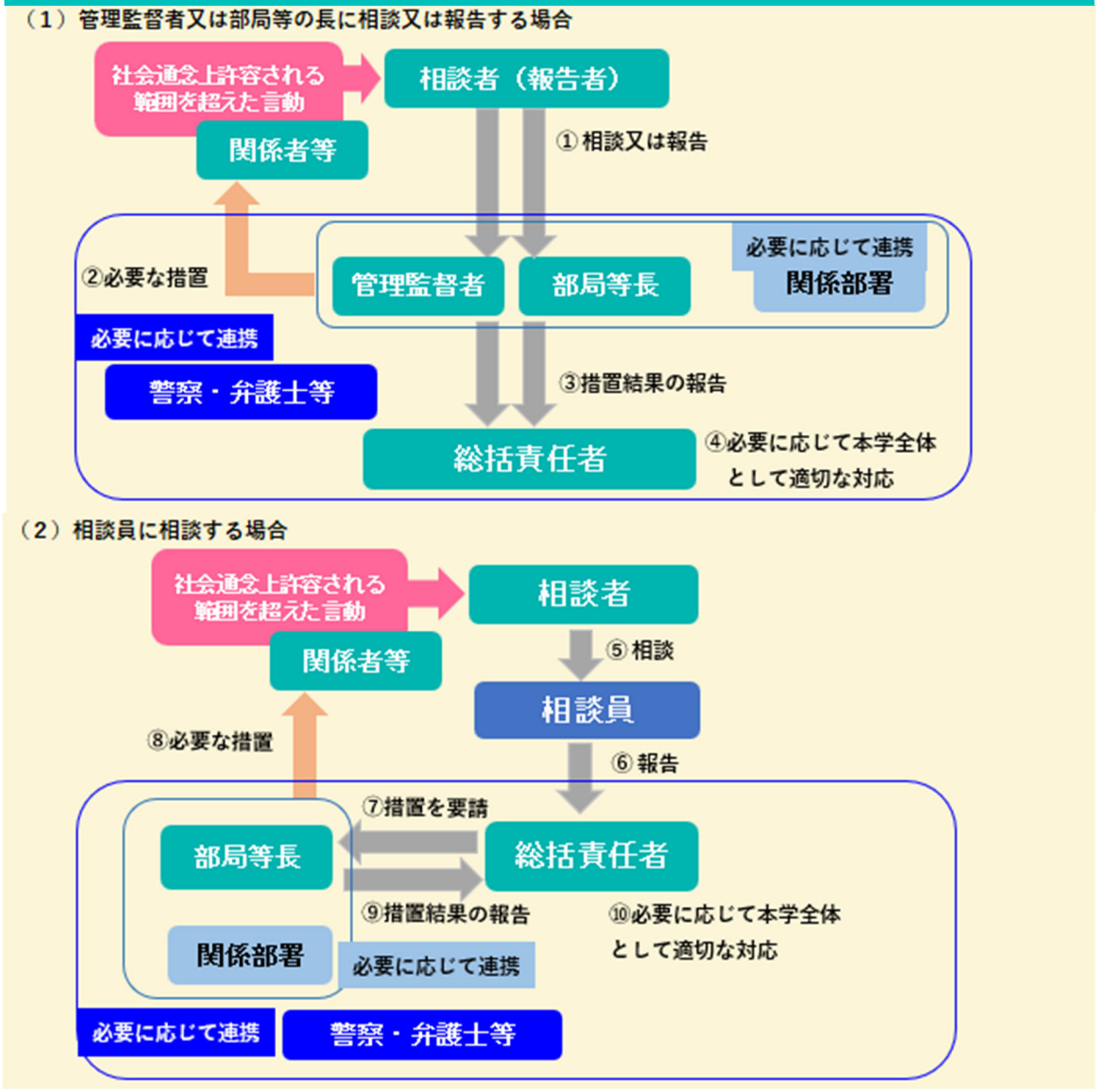
カスタマーハラスメントの場合



(1)管理監督者又は部局等の長に相談又は報告する場合
①カスタマーハラスメントを受けた職員等は、速やかに管理監督者又は部局等の長に相談又は報告を行う。
②相談又は報告を受けた管理監督者又は部局等の長は、当該職員等の状況を確認するとともに、必要に応じて関係部署と連携し、必要な措置を講ずる。
③相談又は報告を受けた管理監督者又は部局等の長は、②の措置結果を総括責任者に報告する。
④③の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて本学全体として適切な対応を図る。
(2)相談員に相談する場合(管理監督者又は部局等の長への相談又は報告が困難である場合)
⑤カスタマーハラスメントを受けた職員等は、管理監督者又は部局等の長への相談又は報告が困難である場合には、相談員に相談することができる。
⑥相談員は、相談者の了解を得て、相談内容を総括責任者に報告する。
⑦総括責任者は、相談内容に関連する部局等の長に、相談者の心身の保護及び就業環境の改善を図るための措置を行うよう要請する。
⑧部局等の長は、当該職員の状況を確認するとともに、必要に応じて関係部署と連携し、必要な措置を講ずる。
⑨部局等の長は、⑧の措置結果を総括責任者に報告する。
⑩⑨の報告を受けた総括責任者は、必要に応じて本学全体として適切な対応を図る。
※カスタマーハラスメントへの対応に当たり、必要に応じて、警察、弁護士、その他関係機関と連携する。
※必要な措置についてはカスタマーハラスメント防止のためのマニュアルを参照